

使用状況等	対象物件 1 昭和 6 2 年頃建築 所有法人の代表者が居宅として使用 賃料の定めはない。 貸借関係等の内容は不明 対象物件 2 昭和 6 2 年頃建築 1 0 1 号室 第三者に賃貸 所有者の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 令和 5 年 1 2 月 2 6 日から令和 7 年 1 2 月 2 5 日まで 現行賃料（月額） 6 6, 0 0 0 円（支払期日：前月末日） 敷金 6 6, 0 0 0 円 更新料 新家賃の 1 か月分 契約更新 当事者協議の上契約を更新することができる。 契約が更新される場合には、更新料を支払わなければならない。 1 0 2 号室 所有法人の代表者の親族が居宅として使用 所有者の申立てによれば、賃料の定めはない。 貸借関係等の内容は不明 1 0 3 号室 第三者に賃貸 所有者の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで 現行賃料（月額） 6 0, 0 0 0 円（支払期日：前月末日） 敷金 6 0, 0 0 0 円 更新料 新家賃の 1 か月分 契約更新 当事者協議の上契約を更新することができる。 契約が更新される場合には、更新料を支払わなければならない。 1 0 5 号室 第三者に賃貸 所有者の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで 現行賃料（月額） 6 0, 0 0 0 円（支払期日：前月末日） 敷金 6 0, 0 0 0 円 更新料 新家賃の 1 か月分 契約更新 当事者協議の上契約を更新することができる。 契約が更新される場合には、更新料を支払わなければならない。
-------	---

	なければならない。 202号室 第三者に賃貸 所有者の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 令和7年3月22日から令和9年3月21日まで 現行賃料（月額） 62,000円（支払期日：前月末日） 敷金 62,000円 更新料 新家賃の1か月分 契約更新 当事者協議の上契約を更新することができる。 契約が更新される場合には、更新料を支払わなければならない。 その他の部分（201、203及び205号室） 令和7年5月21日現在空室 対象物件1及び2の敷地（12番21） 国所有 敷地所有者の申立てによる国有財産有償貸付契約の内容 貸付期間 平成28年5月1日から令和18年4月30日まで 現行貸付料（月額） 113,177円 （支払期日：当月20日、4月は30日） 未払貸付料（令和7年4月18日現在） なし
--	--